



Japan Intellectual Property Association

Special INTERVIEW

田村 善之 氏 東京大学 大学院 法学政治学研究科 教授

わが社のこだわり

三菱ケミカル株式会社

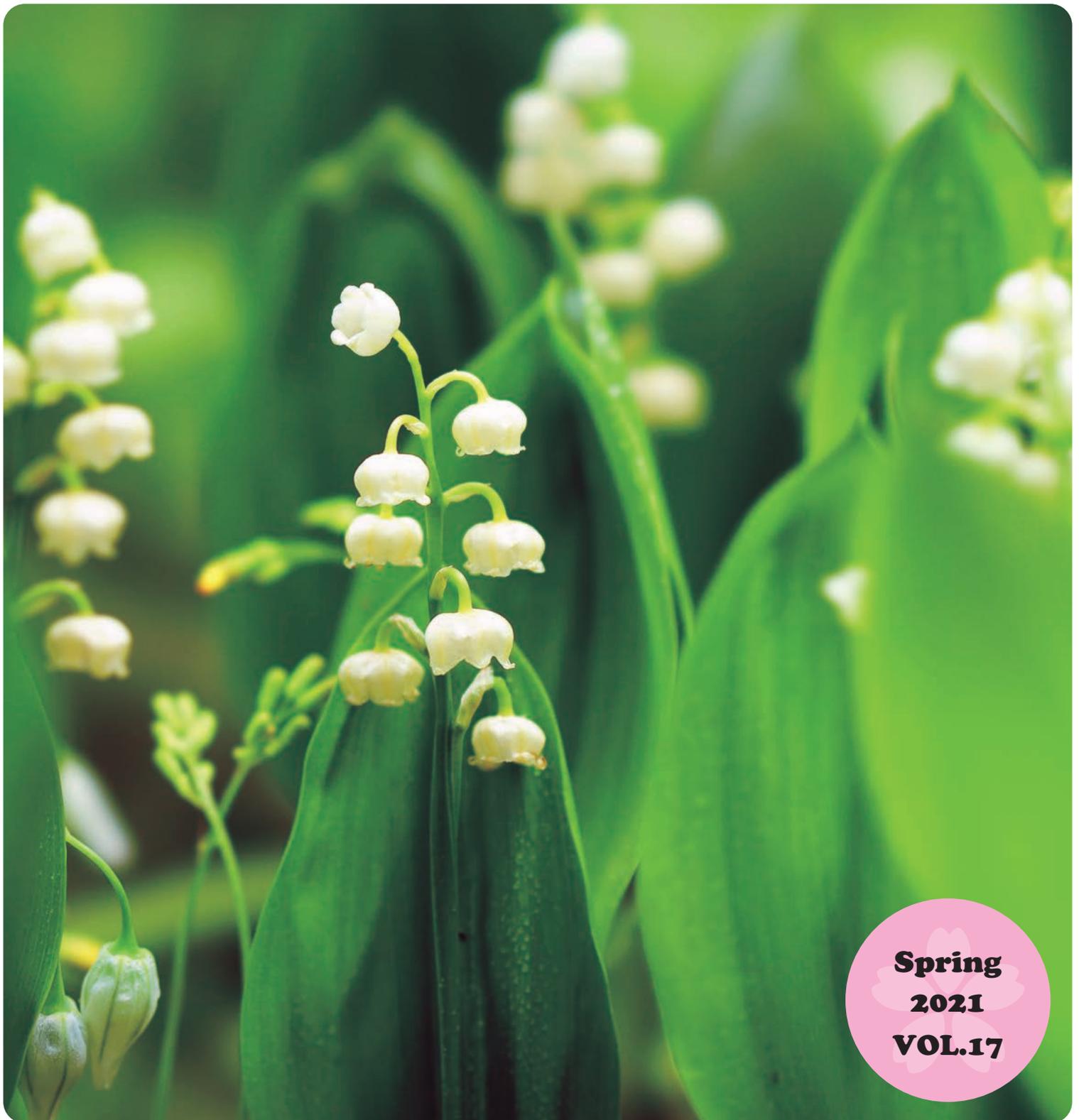
世界をもっとKAITEKIに

ZOOM UP

次世代コンテンツ政策プロジェクト

JIPA通信

「知財管理」誌 特集号



Spring
2021
VOL.17

知財全法域をオールラウンドに手掛け
日本の知財実務に影響を与えてこられた田村教授に
鹿嶋常務理事がインタビューを行った。

ご経歴とターニングポイント

鹿嶋 知財管理誌に先生の『不正競争法概説』の紹介文を書いたことがあり、ご縁を感じております。知財を専攻されたきっかけとこれまでのご経歴の中でターニングポイントをお聞かせください。

田村 考えることと本を読むことが好きで、学者を目指していました。学部の頃は民事訴訟法を勉強していましたが、ご縁があつて知的財産法の中山信弘先生の門を叩きました。知財は、法律だけでなく経済、哲学など様々な分野が関わり、とても楽しく、今振り返ると本当によかつたと思います。

1990年に北海道大学への就職が決まり、まず成書が少なかつた不正競争防止法の研究から始めました。『不正競争法概説』で名前が知られ、事件に関与して意見書を書くようになり、講演の回数も増え、そこでの質疑応答が大変参考になりました。

2003年から文部科学省21世紀COEプログラム、2008年から同省グローバルCOEプログラムのリーダーを務めたことは個からチーム活

動への転換となりました。年間1億円以上投入する大規模なプログラムであり、他分野や海外の学者との付き合いが増え

ていきました。

法域毎の問題点と今後の展望

鹿嶋 ほぼすべての知財法域を網羅されておられますが、問題点と今後の展望についてお聞かせください。

田村 営業秘密は、1990年代からの十数年間は事件数も少なくあまり問題はありませんでした。2005年に刑事罰が導入されてから、秘密管理性の要件が非常に厳しく判断されるようになりました。新日本製鐵と韓国企業の事件なども踏まえ、経済産業省の営業秘密管理マニュアルも大幅に更新され、今は要件が適正な水準だと思えます。

営業秘密と特許との関係では、例えばバイオ関係などでイノベーションが細かく行われ、ピンポイントな特許出願が増えてきており、これまでは特許を取得しなくて済んでいた状況であっても、営業秘密だけでは事業を保護できなくなつてきているように思います。そのような特許出願に対しては、審



Special INTERVIEW No.015

知財の取得から活用、侵害訴訟まで 幅広い知識・経験を立法に投入できる JIPAの役割は公益的に極めて重要

田村 善之氏 *Yoshiyuki TAMURA* (写真左)

東京大学 大学院 法学政治学研究所 教授

鹿嶋 慎一郎 *Shinichiro KASHIMA* (写真右)

日本知的財産協会 常務理事 / 中国電力株式会社 エネルギー総合研究所 知財部長



査において顕著な効果の判断を厳しくすべきだと思います。

――関係では、イノベーションを特許にする、ではなくいかんビジネスを特許にするか、といった戦略的な特許が重視されていますが、これには懸念があり、特許法における自然法則の利用要件を見直すべきだと思います。

先使用权については近年、先使用权者に不利な判決が多く、もう少し保護されてもよいのではと思います。どんだん声を上げて変えていきたいです。

商標法は出所識別機能を保護する法律ですが、近年は商標自体が財産化しつつあり、商標法における保護をどこまで変えていくべきかという問題が出てきたと感じています。本当に出所識別機能を果たしているものだけが保護されるべきではないかと思えます。

学生教育と企業の人材育成

鹿嶋 熱心かつ気さくに指導していらつしやる学生教育への思いや企業の人材育成についてお聞かせください。

田村 一般的な法学部卒業生には、習った論点に沿って判決を読むのではなく、当事者の利害関係や、紛争解決の歴史など、判決に至るプロセスを大事にしながらか勉強して欲しいと

思っています。

法科大学院に進学する学生については、事件が発生した際の裁判所の取り扱いを知っているだけでは駄目で、立法論が出来るような人材になる教育を心がけています。

企業における人材育成については、専門特化型の人材はとも貴重だと思います。我々学者にどんだん問題を提示していただけると非常に助かります。多様な人材を育てていただき、知財特化型人材と知財以外の目線を持った人材と一緒に仕事を環境が理想的だと思います。

JIPAへの提言

鹿嶋 最後に、JIPAへのご提言をお願いいたします。

田村 JIPAは、特許取得から特許がどう活用されてさらに侵害訴訟までどうなるのかも含めた幅広い知識を立法に投入できることから、法改正に与える影響が非常に大きく、その公的組織としての役割は極めて重要です。私はどちらかというところではなく、プロイノベーションではなく、プロイノベーションであり、特許が強くても弱くてもいいという立場ですが、JIPAの皆様からは特許の活用を踏まえた上でのご提言を引き続きお願いいたします。

わが社のこだわり **【三菱ケミカル株式会社】**

KAITEKI Value for Tomorrow 三菱ケミカルホールディングスグループ

世界をもっとKAITEKIに

阿部 仁 Hitoshi ABE

日本知的財産協会 常務理事
三菱ケミカル株式会社 知的財産本部長社会・環境課題の解決に向けて
多彩なソリューションを提供しています。

三菱ケミカルは1933年に創業し、2017年に三菱化学、三菱樹脂、三菱レイヨンが統合して誕生しました。3社の持つ、人、技術、情報等の経営資源を最大限活用し、素材から機能商品といった多種多様な製品を提供し、あらゆる産業の基盤を支えています。さらに、多様化する社会・環境課題に対して、化学を基盤とした事業活動を通じて、関連する事業部門が連携して、新しい価値を創造し総合的なソリューションを提供することを目指しています。

私たち三菱ケミカルは、『KAITEKI—一時を越え、世代を超え、人と社会、そして地球の心地よさがずっと続いていくこと—』の実現をビジョンとしています。環境・社会の解決にとどまらず、人・社会そして地球の持続可能な発展に取り組んでいきます。そして、自らも持続的に成長する会社であり続けます。

**総合化学へのこだわりとKAITEKI
実現への取り組み**

私たちは徹底的に“総合化学”にこだわりたいと考えています。その理由の1つは、“総合化学”こそが気候変動、環境汚染等で悲鳴を上げている地球を救うことのできる産業であると信じているからです。私たちはこれまで、社会インフラを支える汎用プラスチックや化学品、繊維に加え、高い機能性を持つ食品包装材料やアクリル樹脂等を提供してきました。更に近年では、バイオマス資源由来プラスチック、植物工場、炭素繊維などの軽量素材によるエネルギー消費の抑制や、人工光合成によるCO₂や太陽光の有効利用等により、これまでは廃棄されてきた資源や炭素を循環させてサステナビリティを推進する製品群の開発、商品化も進めています。

また、当社では、単なる素材のリサイクルにとどまらず、製品のライフサイクルを通じてCO₂排出をコントロールし、カーボンニュートラルの社会を実現するという課題解決に向けても取り組んでいます。

私たちは、人、社会、地球が抱える様々な課題に正面から向き合い、世の中に必要とされる素材を提供し続けていくことで、KAITEKI実現に向けて全力で取り組んでいきます。

三菱ケミカルの知的財産活動

当社は特許、ノウハウ、商標やビッグデータに代表されるデータ等の知的財産を重要な経営資産として位置づけ、これらを有効に活用することによって企業価値を高めるべく努めています。

当社は非常に多くの事業、技術を有していますが、それぞれの事業に対してどのような知的財産環境を実現すべきであるかという観点から、事業起点での活用重視の戦略的知的財産活動を推進しています。具体的には、事業に貢献するために、どのような知的財産を創出し、これを活用するのかということを知識的財産戦略として策定し、実行しています。例えば、バイオマス資源由来プラスチックにおいては、原料から各種プラスチックに至るまでの幅広い特許権を取得し、これらの特許群を当社グループで実施することで自らの事業の拡大を図ると共に、これらの特許を他社へのライセンスや協業に活用することによりオープンイノベーションを

推進することで市場創造、拡大に努めています。

また、当社はグループ各社の知的財産部門との情報交換を密に行い、グループ全体の知的財産の連携促進に努めています。グループ各社の知的財産を相互利用することによって事業や研究開発の加速を可能にしています。

JIPAとの関わり・期待すること

当社知的財産本部の部員の多くが、JIPAの各研修の受講、専門委員会等への参加を通してJIPAと関わっています。特に、交流という点において、様々な事業分野において様々なスキルや経験、視点を保有している方々が集まり交流できるということは、部員の視野を広げるという意味で極めて貴重な機会となっています。

今後も、JIPAにおかれては、国内外での積極的な提案活動及び人材育成への取り組みを期待しています。



生分解性樹脂BioPBS™



太陽光利用型植物工場システム



炭素繊維材料



デジタル時代のコンテンツ戦略、著作権・知財政策のあり方とは

コロナ禍により、デジタル化の加速的な進展、社会への浸透を肌身で感じられている方も多いのではないのでしょうか。次世代コンテンツ政策PJでは、そうしたデジタル化など社会の変化、発展を見据え、コンテンツに関する知財政策のあり方の検討、意見提言を中心とした活動を行っています。

PJの役割は、次の2つです。

『コンテンツに関する知財政策の検討、提言』

『JIPAにおけるコンテンツ関連の政策提言能力の維持向上』

コンテンツに関する知財政策の中心は、著作権制度であり、著作権委員会との緊密な連携のもと活動を進めています。政策提言に関心ある著作権委員会メンバーにはPJにもあわせてご参加いただき、意見書の作成やテーマを深掘りする勉強会は合同で行っています。なお、関連法規は著作権法にとどまらないため、たとえば、データ利活用に関す

る不正競争防止法の観点からの検討も行っていきます。

特にフォーカスしていきたいテーマ

まず、デジタル時代のコンテンツ戦略を支える知財政策のあり方です。知的財産戦略本部では、昨年9月に「デジタル時代における著作権制度・関連政策の在り方検討タスクフォース」が設置されて議論がなされており、PJからも意見書を提出しています。

次に、AI・データ等の利活用の促進です。AIについては、2019年には米国特許商標庁(USPTO)、2020年には世界知的所有権機関(WIPO)がパブリックコメントの募集を行うなど、国際的にも関心が高まっている状況です。日本においても、産業

政策及び文化政策の観点を踏まえながら、望ましい制度の在り方について議論を深めていく必要があるでしょう。

また、知的財産戦略本部は、今後の検討課題としてソフトローの活用をあげています。機動的に時代の変化に対応するというメリットがあるものの、ソフトローによる解決が馴染まない場合も多いため、どのような課題解決に適しているか等、検討していきたいと考えています。



2021年2月PJリモート合会

JIPA通信 「知財管理」誌 特集号

「知財管理」誌4月号は、会誌広報委員会が全論説を企画立案する特集号です。直近4年の特集号では、「知財」という概念の広がり可能性をテーマに論じました。これを踏まえ、今まさに注目される「ヘルスケア」分野を軸として独占排他的思考を超えた新しい「知財」の活用や担うべき役割を提言すべく、本号ではメインテーマを「ヘルスケア×知財」としました。特集号初となる企業インタビュー記事も掲載する等、ヘルスケア業界に限らず、広く会員企業にとって新たな気づきと知見を与える特集であると確信しております。



会誌広報委員会 特集号WG

表紙の写真は…

「再び幸せが訪れるように」

一般財団法人日本特許情報機構
商標審査協力部 森田 圭二

スズランの花言葉は、春の訪れの象徴に因んで「再び幸せが訪れる」です。そして、見かけによらずスズランの花には青酸カリよりも強力な致死性の「毒」が含まれています。

さて、特許出願件数は、2008年のリーマンショックにより大きく減少し、その後も横ばいか微減傾向でしたが、昨年は新型コロナウイルスの影響で大幅に減少してしまいました。これからのWithコロナ、Afterコロナの時代、新型ウイルスという「毒」を制して世界経済が復活し、新たな技術開発投資によって知財業界に「再び幸せが訪れる」ことを願っています。

本誌では、季節感があり、技術、特許、知財に関連がある表紙写真を募集しています。写真と説明文を[会誌広報グループ kikansi@jipa.or.jp宛](mailto:kikansi@jipa.or.jp)てにお送りください。また、取り上げて欲しいテーマがあれば、お気軽にご連絡ください。

季刊じば Vol.17
SPRING 2021
2021年4月15日発行

編集人： 一般社団法人 日本知的財産協会 会誌広報委員会
発行人： 一般社団法人 日本知的財産協会内 久慈 直登
<http://www.jipa.or.jp/kikansi/jipa.html>
印刷&DTP： NPC 日本印刷株式会社